

# 架空請求詐欺に警戒してください!

## 特殊詐欺被害認知件数

平成29年10月末現在長野県警調べ暫定値

	今年	昨年比(同時期)
特殊詐欺全体	185件	- 9件
架空請求詐欺	75件	+ 18件
オレオレ詐欺	57件	- 21件
還付金等詐欺	37件	- 6件



- ◎ 架空請求詐欺のみ昨年の同じ時期より18件増加
- ◎ 架空請求詐欺を年代別で見ると、60代(25.3%)、50代(22.7%)、40代(17.3%)、30代(14.7%)、20代(9.3%)と幅広い世代が被害に
- ◎ 有料サイトの利用料金等の名目が全体の7割以上

- ・ 携帯電話の「SMS・簡易メール」で「未納料金があります。至急連絡ください」は詐欺の手口(郵便はがきによる架空請求もあります)。
- ・ インターネットを閲覧中に、突然「有料会員登録されました」と表示させ、「退会の方はこちら/問い合わせはこちら」と連絡させるのも、同じ詐欺の手口!

犯人は、電話をかけさせることが目的です。(その後、電子マネーでの支払いを要求します)  
有効な契約ではないので、無視して大丈夫! 絶対に電話しない!

## 県の出前講座をご活用ください!

消費生活/悪質商法  
特殊詐欺!

県の消費生活センターでは、職員が地域や消費者、高齢者、学校など、皆様がお集まりになる場所に出向き、悪質商法の手口や対処方法を説明する「出前講座」を実施しています。  
(派遣・資料代は無料/土日・祝日可/おおむね15人以上でお願いします。)

お申込みなど詳しくは、県の消費生活センターにお問い合わせいただくか、  
長野県消費生活情報のホームページをご覧ください。

<http://www.nagano-shohi.net/keihatsu/kouza.html>

また、くらし安全・消費生活課では、特殊詐欺被害に遭わないための訓練型出前講座を実施しています。講座の内容は、『参加者に、犯人役の職員からの電話に出てもらい、特殊詐欺の手口を体験し、対応方法を訓練してもらう』というものです。

お問合せ・お申込み⇒長野県くらし安全・消費生活課防犯担当 026-235-7174



長野県消費者被害防止啓発キャラクター  
もシカっち

編集・発行 長野県県民文化部 くらし安全・消費生活課  
(平成29年12月発行) 〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1  
TEL026-223-6770 E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

「くらしまる得情報」は長野県金融広報委員会(事務局:日本銀行長野事務所内)の協力を得て作成しています。



はインターネットでもご覧いただけます。  
<http://www.nagano-shohi.net/>



しあわせ信州

しあわせ信州創造プラン(長野県総合5か年計画)推進中

回覧 ながのけん



- 内容
- もシカっちが12月から出動します!
  - 仮想通貨のトラブル相談急増中!
  - インターネットのトラブルに注意!
  - 架空請求詐欺に警戒してください!

長野県  
消費者被害防止  
啓発キャラクター

# もシカっちが 12月から出動します!



アイテムとしてお馴染みの差し棒!

県獣のカモシカがベース! 「悪質商法」「注意!!!」を蹄につけて訴えます! さらにみなさんとハイタッチできます!

バッグには何が入っているかな?

各種イベントや街頭での啓発に参加します! ぜひ触れ合ってください!

『困った』『どうしよう』など消費者トラブルでお困りのときは、  
消費生活センターにご相談ください!

消費者ホットライン ☎ 188 (局番なし) ※お住まいの市町村、または県の消費生活相談窓口につながります。

- |            |                                   |                                   |
|------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 北信消費生活センター | 長野市大字中御所字岡田98-1<br>県長野保健福祉事務所庁舎1階 | ☎026-223-6777<br>FAX:026-223-6771 |
| 中信消費生活センター | 松本市大字島立1020<br>県松本合同庁舎4階          | ☎0263-40-3660<br>FAX:0263-40-3701 |
| 南信消費生活センター | 飯田市追手町2-641-47<br>飯田市美術博物館隣       | ☎0265-24-8058<br>FAX:0265-21-1703 |
| 東信消費生活センター | 上田市材木町1-2-6<br>県上田合同庁舎6階          | ☎0268-27-8517<br>FAX:0268-25-0998 |





# 仮想通貨のトラブル相談急増中!



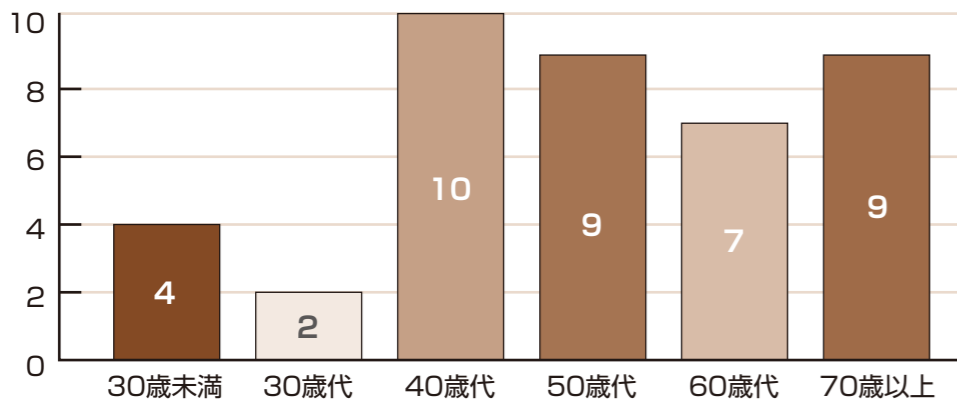
インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「仮想通貨」をめぐるトラブルが増加しています。また、仮想通貨の交換と関連付けて投資を持ち掛け、トラブルとなるケースが増えています。県内の消費生活センターへの仮想通貨に関連する相談は、幅広い世代から寄せられており、今年度は10月末現在で、すでに昨年の相談件数を上回っています。

## ● 相談件数の推移

県内の消費生活センターに寄せられた仮想通貨に関する相談件数

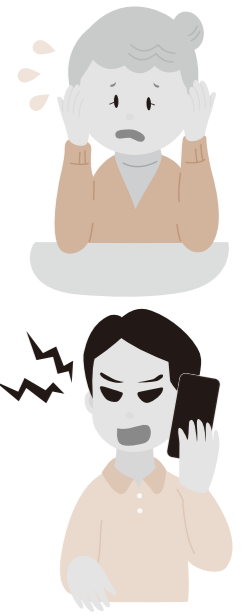
平成27年度	10件
平成28年度	31件
平成29年度 (4月～10月速報値)	42件

## ● 相談者の年代別件数(未回答を除く今年度41件の内訳)



## ● 相談内容

- 仮想通貨をネットから購入し、30万円余りをカード決済したが、購入業者と連絡が取れない。
- 一人暮らしの母が仮想通貨のマルチ商法を勧められ、36万円払って契約した。解約できるか。
- 知人の紹介で、仮想通貨で年750%の運用をしてくれるプロジェクトに申込み振り込んだ。返金希望。
- 仮想通貨のインサイダー情報を得るクラブの会員になるサイトを家族から紹介され、申込んだがキャンセルしたい。
- 知り合いに投資を勧められ、1,000万円支払った。儲からないのでやめたいと言ったが、お金を返してくれない(センターの調べで金融庁に登録のない仮想通貨を取り扱っている業者と判明)。
- 「1億円支援します」という内容のメールが届き、手数料としてクレジットカードや振り込みで100万円ほど払ってしまった(サイトのポイントを仮想通貨に換えて、その後現金化するという話)。
- 迷惑メールから誘導され、仮想通貨のサイトに登録。退会したが、「枠を確保したから払うように。支払わないと第三者機関に通報することになる。」と電話がかかってくる。



### (1) 仮想通貨交換業の登録業者かどうかを確認すること

仮想通貨交換業者の登録がなければ、国内で資金決済法上の仮想通貨と法定通貨との交換サービスを行うことができません。金融庁のホームページで確認してください。

### (2) 「必ず儲かる」という言葉はうのみにせず、リスクが十分に理解できなければ、契約しないこと

### (3) 契約内容がよく分からなければ、契約を断ること

知人から勧誘されて契約内容がよく分からないまま契約してトラブルになるケースもあります。

## インターネットのトラブルに注意～ケータイ・ネットに潜む危険性

### ● サイト登録・アプリのダウンロード

サイトで個人情報を保護してくれるとは限りません。むしろ個人情報を集めることが目的のサイトもあります。「怪しいアプリに個人情報を抜き取られた」という被害も報告されています。



### ● ソーシャルゲーム無料のワナ

ソーシャルゲームでは、基本的には無料でも、ゲームを進めるにしたがって、有料のサービスを受けると優位に進められることが多いです。未成年者が保護者のクレジットカードを勝手に使い、高額な請求を受けるトラブルも多く発生しています。



### ● ネット社会の危険な出会い

ネットでは、SNSや掲示板など、見知らぬ人と出会う機会があります。相手がどんな人なのか本当の姿はわかりません。実際に会ったことで犯罪に巻き込まれるケースもあります。ネットで出会った人を簡単に信用しないこと。



どこでもだれとでもつながるケータイ・ネットは便利で楽しいものですが、たくさんの危険が潜んでいます。慎重かつ安全に利用しましょう!